

あなたの周りの環境対策に取り組みましょう

6月は、6月5日の「環境の日」を中心とする「環境月間」です!

《不法投棄および廃棄物の焼却は違法行為です》

不法投棄や不法焼却は違法行為です。懲役または罰金刑となる可能性があります。そのような行為は絶対にやめましょう。

不法投棄を予防しよう!

自分の土地(財産)を守るのは、“所有者自身”です。

- 1 こまめに草を刈るなど、常に土地の見通しがきく、きれいな状態にしましょう。
- 2 柵をする、土のうを積む、入口に鍵・鎖を設けるなど、進入されにくい環境を作りましょう。
- 3 定期的に見回りするなど、常に状況を把握しましょう。

西原町では、町内全域のパトロールや不法投棄監視カメラの設置などを実施し、ごみの不法投棄や廃棄物の野外焼却(家庭での焼却を含む)などの防止に努めています。

不法投棄や不法焼却は違法行為です。懲役または罰金刑となる可能性があります。そのような行為は絶対にやめましょう。



《環境整備をすることは、ハブ対策につながります》

沖縄県内では年間60件前後のハブ咬傷被害が発生しており、住宅敷地内でのハブの目撃情報も寄せられています。

ハブ被害を防ぐ身近な方法として、敷地内の草刈りや餌となるネズミの寄り付かない環境づくりなどのハブが生息・侵入しにくい環境整備を行い、被害を未然に防ぎましょう。

【お問い合わせ】 環境安全課 環境保全係 ☎098-945-5018

令和5年度 西原町赤十字奉仕団 定期総会及び出発式開催!

去る令和5年4月27日に西原町赤十字奉仕団定期総会及び社資募集出発式が開催されました。5月の社資募集期間を迎えるにあたって、西原町分区長より社資募金第1号としてご協力頂きました。

西原町赤十字奉仕団では現在、団員を募集しています。

ご興味ある方は下記までお問い合わせください。



【お問合せ】

福祉課 社会福祉係 ☎098-945-4791

満65歳以上の非課税世帯の方へ

～加齢性難聴者に対する補聴器購入費用を助成します!～

西原町に住所を有する方で、補聴器の使用が必要と認められる方に補聴器の購入費用の一部を助成します。

1. 対象者 ①～③をすべて満たす方

- ①申請時に「満65歳以上」で住民税非課税世帯の方
- ②助成対象の基準を満たした方で医師からの意見書を徴することができる方
- ③他の制度で補聴器の補助・交付を受けられない方

2. 助成内容

補聴器本体1台分の購入費として、一人上限2万5千円まで

3. 申請期間

令和5年6月1日～ 上限20名に達するまで

4. 申請の流れ

- ①福祉課で相談 ⇒ ②医師から意見書の徴取 ⇒ ③助成決定 ⇒ ④補聴器購入 ⇒ ⑤領収書等の提出 ⇒ ⑥助成金の振込

5. その他

助成の対象となるか確認が必要ですので、必ず福祉課で相談を受けてください。助成決定前に補聴器を購入した場合は、対象外です。

【お問合せ】 福祉課 社会福祉係 ☎098-945-4791



西原町役場

☎945-5011

■令和4年度下半期西原町財政事情書の公表

令和5年3月31日現在の西原町の予算の執行状況、保有財産、町債償還状況等を町HPにて公表していますのでご覧ください。

問 企画財政課
財政係 ☎945-4533



■農業者年金について

農業者年金は、自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる積立方式・確定拠出型です。詳細は農業者年金基金のホームページをご覧ください。

問 西原町農業委員会 ☎945-5281
J A おきなわ西原支店 ☎945-5225



■広報にしはら5月号 訂正とお詫び

広報にしはら令和5年5月号に掲載している次の記事におきまして、一部内容に誤りがございました。

町民の皆さま並びに関係各位にご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫びするとともに、訂正いたします。

訂正箇所
14ページ 町税等納期限(口座振替日)一覧表 5月分
【誤】軽自動車税 納期限(口座振替日) 5月10日(水)
【正】軽自動車税 納期限(口座振替日) 5月31日(水)

問 総務課 秘書広報係 ☎945-5011

■高齢者保健福祉計画策定委員会の一般公募の募集

西原町の高齢者福祉計画について、介護保険で要支援・要介護認定を受けた在宅高齢者等の生活実態を明らかにし、広範囲な意見を反映させるため、「西原町高齢者保健福祉計画策定委員会」の一般公募を行います。

【募集人数】 2名以内
【募集資格】 ①町内に住所を有し、高齢者保健福祉及び介護保険に関心のある方 ②7月頃～1月頃までの間に、3～4回の会議に参加
【募集方法】 所定の応募用紙にご記入の上、福祉課 介護支援係に提出して下さい。
※応募用紙は、福祉課 介護支援係にて配布します。
※応募者多数の場合は、書類選考とさせていただきます。

【募集メ切】 令和5年6月30日(金) 17時必着
【決定方法】 厳選なる審査の上、本人に通知します。

問 福祉課 介護支援係 ☎945-4791

■令和5年度東部消防組合職員採用試験

職 種 消防職Ⅰ(一般)・消防職Ⅱ(救急救命士)
・消防職Ⅲ(語学資格)

採用予定人数 若干名
第一次試験 令和5年9月17日(日)
受付期間 令和5年7月24日(月)
～令和5年8月10日(木)

その他、詳細は沖縄県東部消防組合ホームページをご確認ください。



あなたの使用または貸している土地は「農地」ではありませんか？

あなたが使用または貸している土地が下記のケースに該当する場合、許可等を受ける必要、もしくは使用や貸すことができない場合がありますので、相談ください。

①「農業振興地域」の「農用地区域」である。
「農用地区域」の場合、登記簿地目にかかわらず、原則として転用することはできません。
(地目が「宅地」や「雑種地」であっても、農業上の利用以外認められません)

②「農業振興地域」の「農用地区域」でないが、登記簿地目が「畑」である。
地目が「畑」である場合は、農地法に基づく許可等を受けなければいけません。許可をとらずに転用した場合、農地法に違反することとなり厳しく罰せられるおそれがあります。(原状回復命令や、懲役・罰金が科される等)

土地を貸したり、借りたりする場合は、手続が必要な場合があります。必ず下記の確認もするようにしてください。

- ① 現況が「畑」として容易に利用できる状況ではないか。(農業委員会で相談できます)
- ② 「農業振興地域」の「農用地区域」でないか。(産業観光課で確認できます)
- ③ 登記簿地目が「畑」でないか。(法務局で土地の登記簿謄本を取得すれば確認できます)

※ 農業委員会で、農地の適正な利用を図るため農地パトロールを行っています。

【農地の利用状況調査を行います】

農業委員会で、6月から農地利用状況調査を行う予定です。調査の結果、遊休農地及び遊休化のおそれがある農地の所有者に対して「利用意向調査」を実施し、農地の利用確認を行います。下記の事例に該当する場合、「農地中間管理機構と協議すべき旨の勧告」を行います。なお、勧告が行われると、勧告の対象となった農地の固定資産税が増額する可能性があります。また、勧告にも応じなかった場合には、県知事の裁定によって当該農地に農地中間管理機構の利用権が設定される可能性があります。

- ① 令和4年11月に送付された利用意向調査(文書)について回答がない
→ まだ回答していない方は、6月中に回答してください。
- ② 「自ら耕作します」と回答しているが、農業上の利用の増進が図られていない
→ 6月中に耕作を再開してください。
- ③ 「自ら権利の設定若しくは移転を行う」と回答しているが、行われていない
→ 農業委員会で許可申請を行う必要があります。6月中に手続きをしてください。
- ④ 農地を有効に利用すると認められない回答をした
→ 勧告の対象となります。自ら耕作されるか、6月中に農業委員会と協議を行ってください。
農業委員会は、遊休農地の発生防止とすみやかな解消に取り組んでいます。文書が届いていない方でも、農地の管理について不安や疑問等がある場合はご相談ください。

【お問い合わせ】 西原町農業委員会 ☎098-945-5281

無料相談 ★相続のことなら安心しておまかせ下さい!

相続・土地、建物 会社の登記・法律相談



けだもと かつし
司法書士 慶田元 克次

けだもと
慶田元司法書士事務所



営業時間: 月～土 8:30～18:00
※日・祝日及び時間外の対応も可
西原町棚原1丁目22番地25(ローソン棚原店うら)
☎098-944-2582・☎090-8291-4095

